【本編】

- ▶ 水防法の改正に伴う記載の変更(第1章第2節、同第3節、第17章第1節ほか)
 - 〇洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大等に関する記載の追加(水防法第14条関係)
 - ・洪水予報河川、水位周知河川に加え、被害が生じるおそれのある河川を追加。
 - ○浸水想定区域における円滑な避難の確保等に関する記載の追加 (水防法第15条関係)
 - ・市町村地域防災計画に、洪水予報、水位到達情報に加え、人的被害が生じるおそれの ある洪水や雨水出水、高潮に関する情報の伝達方法を定める旨の記載を追加。
 - ○要配慮者利用施設の利用者の避難確保等に関する記載の追加(水防法第15条の3関係)
 - ・市町村長による避難確保計画や避難訓練の内容への助言・勧告に関する記載を追加。
- > 用語の統一(第1章第2節、第5章第6節ほか)
 - 〇内閣府「避難情報に関するガイドライン」の改正に伴う用語の統一
 - ·高潮氾濫危険水位 → 高潮特別警戒水位
- > 各機関の組織変更や改称、連絡先等の修正 (第2章第1節ほか)
 - 〇府、市町村等の組織名や連絡先等を最新の情報に修正

令和4年度版大阪府水防計画 改定の概要

【資料編】

- > 安威川ダムの試験湛水開始による記載の追加
 - 〇「第8表 ダム一覧表」に安威川ダムを追加
 - 〇「水門操作協定書等」に安威川ダムの操作要領(案)と操作運用(案)を追加 など